事　務　連　絡
平成 31 年 4 月 17 日

各都道府県・指定都市教育委員会担当課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
各都道府県私立学校主管課
各国公立大学法人担当課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
文部科学大臣所轄各学校法人担当課　御中
大学を設置する各学校設置会社担当課
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
文部科学省高等教育局高等教育企画課

「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律」の円滑な施行について

「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律(平成 30 年法律第 99 号)」が平成 30 年 12 月 8 日に成立、同年 12 月 14 日に公布され、即位の日及び即位礼正殿の儀が行われる日が休日（祝日の扱い）となりました。この度、本法律の円滑な施行に向けて、内閣府において概要パンフレットが作成され、別紙のとおり周知等への協力依頼がありましたのでお知らせします。

なお、本法律の施行により、本年 4 月 27 日から 5 月 6 日まで、土曜日、日曜日を含めて最大 10 連続の休日となりますが、本法律の附帯決議において、「新年度を迎えた直後の学生、生徒、児童及び園児が長期間にわたる休日により心身に影響を被る可能性に十分留意し、これらの者の心身の健康が保たれるよう、関係機関の連携協力により適切な対応が取られること。」とされています。この附帯決議の趣旨も踏まえ、各学校等において、児童生徒等に対し、連休中の健康確保や連休明けの登校について呼びかけたり、連休明けの児童生徒等の心身の状況の変化に注意したりするなど、児童生徒等の心身の健康の保持に向けた適切な対応が図られるよう御配慮をお願いします。

各都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては、所管の学校（専修学校・各種学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会担当課に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対して、各国公立大学法人担当課、大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課、文部科学大臣所轄各学校法人担当課及び大学を設置する各学校設置会社担当課においてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社等及び学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課においては所管の学校に対して、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては、所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、適宜周知されるようお願いします。

（参考ＵＲＬ）
・「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律の概要」
https://www8.cao.go.jp/chosei/shukujitsu/about/gaiyou/syouchoukaigi.html

【本件照会先】
（本事務連絡全般について）
○初等中等教育局
　初等中等教育企画課企画係
　03－5253－4111（内線 2589）

（児童生徒等の健康確保について）
○初等中等教育局
　健康教育・食育課保健指導係
　03－5253－4111（内線 2918）

（専修学校・各種学校について）
○総合教育政策局
　生涯学習推進課専修学校教育振興室専修学校第一係
　03－5253－4111（内線 2939）

（大学・高等専門学校について）
○高等教育局
　高等教育企画課法規係
　　03－5253－4111（内線 2482）

事　務　連　絡

平成 31 年 4 月 5 日

担　当　者　各　位

「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律」の
円滑な施行に向けた政府の対応に関する広報について

標記について、別添のとおりパンフレットを送付いたします。

貴庁（委員会）におかれましては、関係機関への周知等について御協力をお願いいたします。

なお、内閣府ＨＰにおいても同パンフレットについて公開しております。
必要に応じ、適宜ご使用ください。

○https://www8.cao.go.jp/chosei/shukujitsu/about/gaiyou/syouchoukaigi.html
［天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律の概要］

（本件に関する問合せ先）
内閣府大臣官房総務課管理室　鶴見
TEL　:03-5253-2111(内)31220　FAX:03-3593-1784
E-mail　:shinji.tsurumi.n6a@cao.go.jp

天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律の概要

趣　旨

皇室典範特例法を踏まえ、天皇の即位に際し、国民こぞって祝意を表すため、即位の日及び即位礼正殿の儀が行われる日を休日（祝日の扱い）とする。

概　要

（1）休日とする日の特定

・天皇の即位（平成31年（2019年）の**5月1日**）及び即位礼正殿の儀が行われる日（平成31年（2019年）の**10月22日**）は、休日とする。

・この法律の規定は、皇室典範特例法第２条の規定による天皇の即位に関して適用する。

（2）他の法令の適用

・上記の休日については、祝日法に規定する「国民の祝日」として、同法第３条第２項及び第３項の規定の適用があるものとする。

日	月	火	水	木	金	土
4/21	4/22	4/23	4/24	4/25	4/26	4/27
4/28	4/29	4/30	5/1	5/2	5/3	5/4
5/5	5/6	5/7	5/8	5/9	5/10	5/11

※祝日法第３条第３項
その前日及び翌日が「国民の祝日」である（「国民の祝日」でない日に限る。）は、休日とする。

※10月22日は火曜日

・この法律により休日となる日は、他の法令における休日の規定が適用され、国、地方公共団体、銀行等が業務を行わない日となる。

（3）法律の失効

・この法律は、皇室典範特例法が失効したときは、失効する。

施行日　平成30年12月14日

（参　考）政府広報オンライン

◇暮らしに役立つ情報◇

皇太子殿下の御即位をお祝いする今年限定の「国民の祝日」です。

～5月1日「天皇の即位の日」、10月22日「即位礼正殿の儀の行われる日」

■https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201903/1.html

◇動　画◇

霞が関からお知らせします～今年の大型連休は10連休に～

即位日等休日法と政府の対応について

■https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg18557.html

国民の祝日に関する法律の改正及び特例等について

天皇誕生日の改正

天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成 29 年法律第 63 号。以下「皇室典範特例法」という。）附則第 10 条により、国民の祝日に関する法律が一部改正されるため、皇室典範特例法の施行の日（平成 31 年 4 月 30 日）の翌日より、天皇誕生日が 12 月 23 日から 2 月 23 日になります。

平成 31 年（2019 年）に限る休日の特例

天皇の即位の日の平成 31 年（2019 年）5 月 1 日及び即位礼正殿の儀が行われる日の平成 31 年（2019 年）10 月 22 日は、休日となります。また、これらの休日は国民の祝日扱いとなるため、平成 31 年（2019 年）4 月 30 日と 5 月 2 日も休日となります。

皇室典範特例法を踏まえ、天皇の即位に際し、国民こぞって祝意を表するため、天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律（平成 30 年法律第 99 号）が平成 30 年 12 月 14 日に公布され、即位の日及び即位礼正殿の儀が行われる日が休日（祝日の扱い）となりました。

（施行日：平成 30 年 12 月 14 日）

これにより、平成 31 年（2019 年）4 月 27 日から 5 月 6 日までの 10 日間連続の休日となることで、国民生活に支障を生じることが無いよう、関係省庁が連携し、政府として万全を期していくこととしています。

平成 32 年（2020 年）に限る祝日の特例

平成 32 年（2020 年）に限り、「海の日」は 7 月 23 日に、「体育の日（スポーツの日）」は 7 月 24 日に、「山の日」は 8 月 10 日になります。

平成 32 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び 平成 31 年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 55 号）が平成 30 年 6 月 20 日に公布され、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の円滑な準備及び運営に資するため、同法第一条により、「国民の祝日に関する法律」の特例が設けられました。

このため、平成 32 年（2020 年）に限り、本来 7 月の第 3 月曜日と定められている「海の日」を開会式前日の 7 月 23 日（木）に、本来 10 月の第 2 月曜日と定められている「体育の日」を開会式当日の 7 月 24 日（金）に移動させることとなりました。併せて、本来 8 月 11 日と定められている「山の日」も、平成 32 年（2020 年）に限り閉会式翌日の 8 月 10 日（月）に移動させることとなりました。

（施行日：平成 30 年 6 月 20 日）

「体育の日」から「スポーツの日」への名称改正について

平成 32 年（2020 年）以降、「体育の日」は「スポーツの日」になります。

（平成 31 年 3 月作成）